

三島市地域建設業経営強化融資制度

1 制度の概要

建設業者が市発注の工事請負代金債権を市の承諾を得て譲渡し、それを担保に融資を受けることにより、建設業者の資金調達の円滑化を図ることを目的とする。

2 対象となる建設業者

中小・中堅建設業者（資本金 20 億円以下又は従業員 1,500 人以下）

3 対象となる工事

市が発注する工事

※ただし、低入札価格調査の対象となった工事は対象外

4 債権譲渡を承諾する時期

- (1) 工事の出来形が 2 分の 1 以上に達した日以降とする。
- (2) 承諾に当たっての当該出来形の確認については、月別の工事進捗率を記した簡易な工事履行報告書（様式第 1 号）の受領を持って足りることとする。

5 手続きの流れ（フロー図参照）

- ① 受注者は、債権譲渡承諾依頼書（様式第 2 号）により市に債権譲渡の申請を行う。
- ② 市は、内容を確認して債権譲渡承諾書（様式第 3 号）を交付する。
- ③ 受注者は、工事請負代金債権を（株）建設経営サービス等に譲渡する。
- ④ （株）建設経営サービス等は、融資のための資金を金融機関から調達し、（一財）建設業振興基金は、当該資金調達に対し債務保証を実施する。
- ⑤ （株）建設経営サービス等は、工事請負代金債権を譲渡担保に受注者に対して工事の出来形の範囲で融資する。
- ⑥ （株）建設経営サービス等は、工事完成後、市から工事請負代金の支払いを受ける。

6 実施の時期

平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告する案件から適用する。